

はじめに

FPとは「Financial(ファイナンシャル)・Planning(プランニング) = 資金計画・立案」と「Financial(ファイナンシャル)・Planner(プランナー)」の2つを表す略称です。

個人の夢や目標の達成に向けたライフプラン(=人生設計)には、さまざまな「お金」の問題が発生します。そこで、個人のライフプランに合わせた資金計画の立案には、一つの分野に特化した知識だけでなく、「年金」「保険」「不動産」「金融資産」「税金」「相続」など、さまざまな種類の「お金」の知識が必要となります。

「FP」は、これらの「お金」の知識を総合的に身に付けて、お客様のライフプランの実現に向けたアドバイスをする専門家です。

人生100年時代を迎え「お金」の知識を身に付けることは、当然、ビジネスとして活用することができますが、同時に、本書を手にとられているみなさまの人生の羅針盤にもなります。学ぶことで「経済」が見える。「社会」が見える。「人生」が見える。そんな資格が「FP」なのです。

本格的に「FP」を目指すみなさまのステップアップとなる資格が「2級ファイナンシャル・プランニング技能士(FP技能士)」です。

3級FP技能士をFP資格の基礎編とするならば、2級FP技能士は応用編です。金融商品、保険商品や不動産などの販売員の多くが2級FP技能士資格を有していることから、その知識レベルの高さが想像できるでしょう。

本書を執筆いたしました「資格の大原 FP講座の専任講師」は、これまで数多くの2級FP技能士の合格者を輩出しております。試験傾向はもちろん、受検生が苦手な論点などを熟知しておりますので、本書の中に「合格のノウハウ」が余すことなく集約されております。

本書をご利用されるみなさまが必ず「2級FP技能士」の栄冠を勝ち取られることを、資格の大原 FP講座専任講師一同、心より祈念いたしております。

資格の大原 FP講座

〈実技編〉

〈実技編〉

ファイナンシャル・プランニング技能検定・実技試験

2級 資産設計 提案業務

(日本ファイナンシャル・プランナーズ協会)

問 題

科目別

過去の本試験より厳選した問題を科目別に掲載しています。
受検予定の問題をしっかりと確認しましょう。

【実技試験の試験範囲】

【資産設計提案業務】（協会：実施）

1. 関連業法との関係及び職業上の倫理を踏まえたファイナンシャル・プランニング
2. ファイナンシャル・プランニングのプロセス
3. 顧客のファイナンス状況の分析と評価
4. プランの検討・作成と提示

【個人資産相談業務】（金財：実施）

1. 関連業法との関係及び職業上の倫理を踏まえたファイナンシャル・プランニング
2. 個人顧客のニーズ及び問題点の把握
3. 問題の解決策の検討・分析
4. 顧客の立場に立った相談

【生保顧客資産相談業務】（金財：実施）

1. 関連業法との関係及び職業上の倫理を踏まえたファイナンシャル・プランニング
2. 生保顧客のニーズ及び問題点の把握
3. 問題の解決策の検討・分析
4. 顧客の立場に立った相談

【試験実施機関による比較】

	協 会	金 財※
出題科目	資産設計提案業務	個人資産相談業務 生保顧客資産相談業務 1つ選択
出題形式	記述式 筆記40問	記述式 筆記5題(15問)
試験時間	90分	90分
合格基準	100点満点で60点以上	50点満点で30点以上

※金財実施の出題科目には、上記の他に「個人事業主資産相談業務(1月、9月実施)」「損保顧客資産相談業務(5月実施)」がある。(本書では対応していません)

2級FP技能検定■合格スケジュール

次の日程を参考に各自の合格スケジュールを立てましょう！

学習内容	学習範囲	9月検定の モデルケース	1月検定の モデルケース	5月検定の モデルケース
テキスト※ を読む	第1章 ライフプランニングと資金計画	6月上旬	10月上旬	2月上旬
	第2章 リスク管理			
	第3章 金融資産運用			
問題集(本書) (学科)を解く	第1章 ライフプランニングと資金計画	7月上旬	11月上旬	3月上旬
	第2章 リスク管理			
	第3章 金融資産運用			
テキストを読む	第4章 タックスプランニング	7月中旬	11月中旬	3月中旬
	第5章 不動産			
	第6章 相続・事業承継			
問題集(学科)を 解く	第4章 タックスプランニング	8月中旬	12月中旬	4月中旬
	第5章 不動産			
	第6章 相続・事業承継			
問題集(実技)を 解く	受検予定の実技試験の問題	8月下旬	12月下旬	4月下旬
問題集の正解率80%を達成		9月上旬	1月上旬	5月上旬
最終確認や弱点補強など		本試験の直前1週間前		
2級FP技能検定 本試験		9月上旬	1月下旬	5月下旬

※テキストは別冊となります。

※本試験の日程は予定となります。

— 法令基準日 —

2級FP技能検定は、9月、1月、5月の年3回実施され、各試験の法令基準日は、次のとおりとなります。

本試験日	2023.9月下旬	2024.1月下旬	2024.5月下旬
法令基準日	2023.4.1	2023.10.1	2023.10.1

目 次

〈学科編〉

第1章 ライフプランニングと資金計画	1
--------------------------	---

第2章 リスク管理	39
-----------------	----

第3章 金融資産運用	75
------------------	----

第4章 タックスプランニング	107
----------------------	-----

第5章 不動産	135
---------------	-----

第6章 相続・事業承継	165
-------------------	-----

〈実技編〉

資産設計提案業務	197
----------------	-----

個人資産相談業務(第1回)	269
---------------------	-----

個人資産相談業務(第2回)	295
---------------------	-----

生保顧客資産相談業務(第1回)	323
-----------------------	-----

生保顧客資産相談業務(第2回)	349
-----------------------	-----

一般社団法人金融財政事情研究会 ファイナンシャル・プランニング技能検定
2級実技試験(個人資産相談業務、生保顧客資産相談業務)
【許諾番号】1708K000002

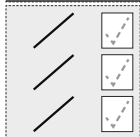
第 1 章

ライフプランニングと資金計画

頻出項目ポイント

- 法令順守
- 公的医療保険
- 介護保険
- 雇用保険
- 国民年金の被保険者
- 老齢厚生年金
- 遺族厚生年金
- 公的年金の併給調整
- 国民年金基金
- 中小企業退職金共済および小規模企業共済

DATE



問題 1 法令順守

2015年5月試験

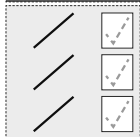
ファイナンシャル・プランナーの顧客に対する行為に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 税理士資格を有しないファイナンシャル・プランナーが、税理士と顧問契約を結び、顧客の同意を得たうえで、顧客のファイナンシャル・プランニングに関する具体的な税額計算を当該税理士に依頼した。
2. 弁護士資格を有しないファイナンシャル・プランナーが、顧客の公正証書遺言の作成時に証人として立ち会い、顧客から適正な報酬を受け取った。
3. 社会保険労務士資格を有しないファイナンシャル・プランナーが、年金の相談に来た顧客からの求めに応じ、有償で公的年金の裁定請求手続きを代行した。
4. 司法書士資格を有しないファイナンシャル・プランナーが、ライフプランの相談に来た顧客からの求めに応じ、顧客の代理人(任意後見受任者)となることを引き受け、任意後見契約を締結した。

解 答 3

1. ○ 税理士資格を有しない者が、顧客の同意を得たうえで、顧客の具体的な税額計算を当該税理士に依頼することは、法令に違反しない。なお、税理士資格を有しない者が、顧客の具体的な税額計算を自ら行う場合は、**有償・無償にかかわらず**、法令違反となる。
2. ○ 遺言者の推定相続人などの利害関係者は公正証書遺言の証人になれないが、弁護士や司法書士**資格を有しなくても**公正証書遺言の証人にはなれる。
3. × 年金事務所などの行政官庁等に申請書類等を提出する手続きを代行することは、社会保険労務士の独占業務となっている。したがって、社会保険労務士資格を有しない者が、有償で公的年金の裁定請求手続きを代行する行為は、法令違反となる。なお、社会保険労務士資格がなくても、顧客の公的年金の**受給見込み額の計算**を行うことは、法令違反とならない。
4. ○ 任意後見制度に基づく任意後見受任者(任意後見人)には、弁護士や司法書士資格などを有しない個人でも就任することが可能である。したがって、司法書士資格を有しない者が、顧客からの求めに応じて代理人(任意後見受任者)となることを引き受け、**任意後見契約を締結**することは、法令違反とならない。

DATE



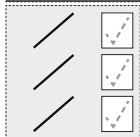
問題 2 教育資金のための借入金

2014年9月試験

教育ローンおよび奨学金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 日本政策金融公庫の教育一般貸付を利用するためには、世帯年収(所得)が世帯で扶養している子どもの人数によって定められた金額以内であることが要件とされている。
2. 日本政策金融公庫の教育一般貸付の融資限度額は、子ども1人につき300万円とされている。
3. 独立行政法人日本学生支援機構の貸与型奨学金には、無利息で貸与を受けられる第一種奨学金と、利息付(在学中は無利息)貸与の第二種奨学金がある。
4. 日本政策金融公庫の教育一般貸付と独立行政法人日本学生支援機構の奨学金は、同一世帯内で重複して利用することができる。

DATE



問題 3 フラット35

2015年5月試験

住宅金融支援機構と民間金融機関が提携した住宅ローンであるフラット35(買取型)に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 融資金利は、一律ではなく、取扱金融機関がそれぞれ独自に設定している。
2. 住宅金融支援機構のインターネットサービス「住・My Note」を利用して一部繰上げ返済を申し込む場合、返済可能な金額は100万円以上である。
3. 融資対象となる一戸建て住宅は、住宅金融支援機構が定めた技術基準に適合し、かつ、床面積が50㎡以上の住宅である。
4. 融資期間は、原則として申込者が80歳になるまでの年数と35年のいずれか短い年数が上限とされているが、下限は定められていない。

解 答 2

1. ○ なお、日本学生支援機構の奨学金にも、教育一般貸付と同様に、**親の所得金額に係る利用基準**が設けられている。
2. × 日本政策金融公庫の教育一般貸付の融資限度額は、子ども1人につき**350万円**（所定の海外留学、自宅外通学、大学院等の場合は**450万円**）とされている。
3. ○ 日本学生支援機構の貸与型奨学金には、**無利息**で貸与を受けられる**第一種奨学金**と、**利息付（在学中は無利息）**貸与の**第二種奨学金**がある。なお、日本学生支援機構の奨学金には学業成績に係る要件が設けられているが、日本政策金融公庫の教育一般貸付の利用要件には、子の学業成績に係る要件が設けられていない。
4. ○ 日本政策金融公庫の教育一般貸付と独立行政法人日本学生支援機構の奨学金は、同一世帯内で**重複して利用することができる**。なお、教育一般貸付と日本学生支援機構の奨学金の資金使途は、入学金、授業料などの学校納付金に限られず、**受験料や受験のための交通費・宿泊費、通学定期代、アパートの家賃**など学生の居住に要する一定の費用も認められる。

解 答 1

1. ○ フラット35の融資金利は、**取扱金融機関により異なる**。なお、融資金利は、借入申込時点の金利ではなく、**融資実行時点**の金利が適用される。
2. × 住宅金融支援機構のインターネットサービス「住・My Note」を利用して一部繰上げ返済を申し込む場合、返済可能な金額は**10万円以上**である。なお、金融機関の窓口で一部繰上げ返済を申し込む場合、返済可能な金額は**100万円以上**である。
3. × 融資対象となる一戸建て住宅は、住宅金融支援機構が定めた技術基準に適合し、かつ、床面積が**70㎡以上**の住宅である（共同住宅の場合は、**30㎡以上**）。なお、住宅ローン控除の適用対象となる住宅は、一戸建て・共同住宅ともに**50㎡以上**であることが要件とされる。
4. × 融資期間は、原則として**15年**（申込者または連帯債務者が60歳以上の場合は10年）**以上35年以下**となっており、上限も下限も定められている。

DATE

**問題 4** 住宅ローンの返済計画

2014年5月試験

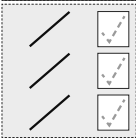
一般的な全期間固定金利型住宅ローンの返済方式ならびに一部繰上げ返済に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 借入金額や返済期間等の他の条件が同一であれば、元利均等返済方式は、元金均等返済方式よりも、返済初回の元金部分の返済額が少ない。
2. 繰上げ返済は、繰上げ返済額が一定額であれば、返済期間短縮型、返済額軽減型ともに、繰上げ実行時期が早ければ早いほど利息の軽減効果が大きくなる。
3. 繰上げ返済額などの他の条件が同一であれば、返済額軽減型の繰上げ返済は返済期間短縮型の繰上げ返済よりも利息の軽減効果大きい。
4. 民間金融機関の住宅ローンを繰上げ返済する場合、金融機関により最低返済額や必要となる手数料が異なるため、事前に確認する必要がある。

社会保険

テキストP.21～

DATE

**問題 5** 健康保険・後期高齢者医療制度

2011年9月試験

公的医療保険に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 健康保険の被保険者である子に生計を維持されている者は、子と同居していない場合、他の要件にかかわらず、その子の加入する健康保険の被扶養者になることはできない。
2. 全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)の一般保険料率は、都道府県ごとに定められている。
3. 組合管掌健康保険(組合健保)の保険料の負担割合について、健康保険組合は規約により被保険者の負担割合を2分の1超とすることができる。
4. 健康保険の被保険者が後期高齢者医療制度の被保険者へ切り替わると、同時にその被扶養者は後期高齢者医療制度の被扶養者となる。

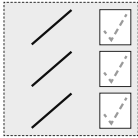
解 答 3

1. ○ 借入金額や返済期間等の他の条件が同一であれば、**元利均等返済方式**は、元金均等返済方式よりも、**返済初回の元金部分の返済額が少ない**。よって、借入金額や返済期間等の他の条件が同一であれば、**元利均等返済方式の方が**、元金均等返済方式よりも、**利息の支払総額が多くなる**。
2. ○ 繰上返済は、繰上げ実行時期が**早ければ早いほど利息の軽減効果が大きくなる**。なお、返済期間短縮型は、毎月の返済額を変更せずに残りの返済期間を短くする方法であり、返済額軽減型は、返済期間を変更せずに毎月の返済額を減額する方法である。
3. × 繰上げ返済額などの他の条件が同一であれば、**返済期間短縮型**の繰上げ返済の方が返済額軽減型の繰上げ返済よりも**利息の軽減効果が大きい**。
4. ○ なお、フラット35の場合は、**繰上返済手数料は無料**である。

解 答 2

1. × 健康保険の被保険者である子に生計を維持されている者(親)は、**子と同居していなくても**、収入など他の要件を充足すれば、その子の加入する健康保険の被扶養者になることができる。
2. ○ 協会けんぽの一般保険料率は、**都道府県ごとに定められており**、全国平均では約10%となっている。なお、保険料は事業主と被保険者が2分の1ずつ負担する。
3. × 組合管掌健康保険(組合健保)の保険料の負担割合について、健康保険組合は規約により**事業主の負担割合を2分の1超と**することができる。
4. × 後期高齢者医療制度には**被扶養者という区分がない**。したがって、健康保険の被保険者が後期高齢者医療制度の被保険者へ切り替わった場合、健康保険の被扶養者であった者は、新たに国民健康保険に加入するか、他の者の被扶養者になる必要がある。

DATE

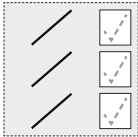
**問題 6** 健康保険(保険給付)

2014年5月試験

健康保険の保険給付に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 人間ドックによる検査や美容を目的とする隆鼻術や二重まぶたなどの手術は、健康保険で受けることのできる療養の給付の範囲に含まれる。
2. 入院時の食事代や差額ベッド代は、高額療養費の対象となる。
3. 被保険者が業務外の事由による負傷または疾病の療養のため仕事を連続して4日以上休み、報酬を受けられなかった場合は、4日目以降の労務に服することができない日に対して傷病手当金が一定期間支給される。
4. 被保険者が産科医療補償制度に加入する医療機関で出産した場合に支給される出産育児一時金の額は、1児につき45万円である。

DATE

**問題 7** 国民健康保険

2015年1月試験

国民健康保険に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 国民健康保険の被保険者の資格取得の届出は、資格を取得した日から14日以内に行うものとされている。
2. 国民健康保険の各年度における保険料(税)には、最高限度額が定められている。
3. 国民健康保険には被扶養者という区分はなく、加入者全員が被保険者となる。
4. 国民健康保険の医療費の一部負担金(自己負担額)の割合は、被保険者の年齢にかかわらず、一律3割とされている。

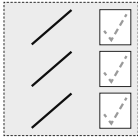
解 答 3

1. × 人間ドックによる検査や美容を目的とする隆鼻術や二重まぶたなどの手術は、健康保険で受けることのできる療養の給付の範囲には含まれない。
2. × 入院時の食事代や差額ベッド代は、高額療養費の対象とならない。
3. ○ 傷病手当金は、業務外の事由による負傷または疾病の療養のために仕事を休んだ日が**連続して3日間**あったときに、**4日目以降**の休んだ日について支給される。したがって、被保険者が業務外の事由による負傷または疾病の療養のため仕事を連続して4日以上休み、報酬を受けられなかった場合は、4日目以降の労務に服することができない日に対して傷病手当金が支給される。なお、傷病手当金は**1年6カ月**を限度として支給される。
4. × 被保険者が産科医療補償制度に加入する医療機関で出産した場合に支給される出産育児一時金の額は、1児につき**50万円**である。

解 答 4

1. ○ 国民健康保険の被保険者の資格取得の届出は、資格を取得した日から**14日以内**に行うものとされている。なお、任意継続被保険者の加入申出期限は、健康保険の資格喪失日から**20日以内**である。
2. ○ 国民健康保険の各年度における保険料(税)には、**最高限度額**が定められている。なお、国民健康保険の保険料は、所得割や均等割等により計算され、その保険料率は**市町村(特別区を含む)**により異なる。
3. ○ 国民健康保険には被扶養者という区分はなく、**加入者全員が被保険者**となる。なお、国民健康保険では、被保険者の**業務上の疾病、負傷**についても、労働者災害補償保険の給付等がある場合を除き、保険給付の対象となる。
4. × 国民健康保険の医療費の一部負担金(自己負担額)の割合は、原則として**3割**であるが、6歳未満は**2割**、70歳以上は**2割**(現役並み所得者は**3割**)となっている。

DATE

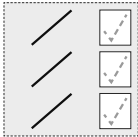
**問題 8 健康保険の任意継続被保険者制度**

2015年5月試験

健康保険の任意継続被保険者に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 任意継続被保険者となるためには、健康保険の被保険者資格を喪失した日の前日まで継続して6ヵ月以上の被保険者期間がなければならない。
2. 健康保険の被保険者が自己都合による退職により被保険者資格を喪失した場合には、他の要件を満たしていたとしても、任意継続被保険者となることはできない。
3. 健康保険の被保険者が退職後に任意継続被保険者となった場合、保険料については、任意継続被保険者と事業主であった者が折半して負担する。
4. 任意継続被保険者に所定の要件を満たす配偶者や子がいる場合、所定の手続きにより、それらの者を健康保険の被扶養者とすることができる。

DATE

**問題 9 介護保険**

2020年1月試験

公的介護保険に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 公的介護保険の保険給付は、保険者から要介護状態または要支援状態にある旨の認定を受けた被保険者に対して行われるが、第1号被保険者については、要介護状態または要支援状態となった原因は問われない。
2. 公的介護保険の第2号被保険者のうち、前年の合計所得金額が220万円以上の者が介護サービスを利用した場合の自己負担割合は、原則として3割である。
3. 要介護認定を受けた被保険者の介護サービス計画(ケアプラン)は、一般に、被保険者の依頼に基づき、介護支援専門員(ケアマネジャー)が作成するが、所定の手続きにより、被保険者本人が作成することもできる。
4. 同月内の介護サービス利用者負担額が、所得状況等に応じて定められている上限額を超えた場合、所定の手続きにより、その上限額を超えた額が高額介護サービス費として支給される。

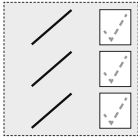
解 答 4

1. × 任意継続被保険者となるためには、健康保険の被保険者資格を喪失した日の前日まで**継続して2ヵ月以上**の被保険者期間がなければならない。
2. × 離職事由は、任意継続被保険者となるための要件とはなっていない。
3. × 健康保険の被保険者が退職後に任意継続被保険者となった場合、保険料については、任意継続被保険者が**全額負担**する。
4. ○ なお、任意継続被保険者として加入できる期間は最長で**2年間**である。

解 答 2

1. ○ なお、**第2号被保険者**(40歳以上65歳未満)については、**老化を原因**とした疾病による要介護状態または要支援状態となった場合に限定される。
2. × 公的介護保険の**第2号被保険者**が介護サービスを利用した場合の自己負担割合は、**1割**である。なお、**第1号被保険者**の自己負担割合は、**1割**または所得水準の高さに応じて**2割**または**3割**となる。
3. ○ 要介護認定を受けた被保険者の介護サービス計画(ケアプラン)は、一般に、被保険者の依頼に基づき、**介護支援専門員(ケアマネジャー)**が作成するが、所定の手続きにより、**被保険者本人**が作成することもできる。
4. ○ 同一月内の介護サービス利用者負担額が、所得状況等に応じて定められている上限額を超えた場合、所定の手続きにより、その**上限額を超えた額**が高額介護サービス費として支給される。

DATE

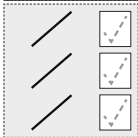
**問題 10 労働者災害補償保険**

2021年9月試験

労働者災害補償保険(以下「労災保険」という)に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 労災保険の適用を受ける労働者には、雇用形態がアルバイトやパートタイマーである者は含まれない。
2. 業務上の負傷または疾病が治癒したときに身体に一定の障害が残り、その障害の程度が労働者災害補償保険法に規定する障害等級に該当する場合、障害補償給付が受けられる。
3. 労災保険の適用事業所の事業主は、その営む事業において使用する労働者数の多寡にかかわらず、労災保険の特別加入の対象となる。
4. 労災保険の保険料を計算する際に用いる保険料率は、適用事業所の事業の種類による差異はない。

DATE

**問題 11 雇用保険(基本手当)**

2019年9月試験

雇用保険の基本手当に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 基本手当は、原則として、離職の日以前2年間に雇用保険の一般被保険者であった期間が通算して6ヵ月以上あるときに受給することができる。
2. 基本手当の所定給付日数は、離職理由や被保険者期間、離職時の年齢等に応じて定められており、特定受給資格者等を除く一般の受給資格者は、被保険者期間が20年以上の場合、最長で180日である。
3. 基本手当の受給期間は、原則として、離職の日の翌日から起算して1年である。
4. 正当な理由がなく自己の都合により離職した者に対する基本手当は、待期期間満了後、原則として4ヵ月間の給付制限期間がある。

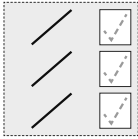
解 答 2

1. × 労災保険の適用事業所の労働者であれば、常用、日雇い、アルバイト、パートタイマーなどの**雇用形態や労働時間の長短を問わず**、労災保険の適用を受ける。
2. ○ なお、同一の事由により労働者災害補償保険の障害補償年金と障害厚生年金が支給される場合、**障害補償年金**は、所定の調整率により**減額**されて支給される。
3. × 労災保険の適用事業所の事業主は、その営む事業において使用する労働者数が金融業・保険業・不動産業・小売業は50人以下、卸売業・サービス業は100人以下、これら以外の業種は300人以下の場合に、労災保険の特別加入の対象となる。
4. × 労災保険の保険料を計算する際に用いる保険料率は、適用事業所の**事業の種類**によって異なる。

解 答 3

1. × 基本手当は、原則として、離職の日以前**2年間に**雇用保険の一般被保険者であった期間が通算して**12ヵ月以上**あるときに受給することができる。
2. × 基本手当の所定給付日数は、離職理由や被保険者期間、離職時の年齢等に応じて定められており、特定受給資格者等を除く一般の受給資格者は、被保険者期間が20年以上の場合、最長で**150日**である。
3. ○ なお、傷病等で30日以上働くことができなくなったときは、最長**3年間の延長**が認められる。
4. × 正当な理由がなく自己の都合により離職した者に対する基本手当は、待期間満了後、最長3ヵ月間(5年間のうち2回までは**2ヵ月間**)の給付制限期間がある。

DATE

**問題12** 雇用保険(高年齢雇用継続給付)

2018年5月試験

雇用保険の高年齢雇用継続給付に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けるためには、原則として60歳到達時に雇用保険の一般被保険者であった期間が1年以上あることが必要である。
2. 高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けるためには、一定の一般被保険者に対して支給対象月に支払われた賃金の額が、原則として60歳到達時の賃金月額85%未満となっていることが必要である。
3. 老齢厚生年金と高年齢雇用継続基本給付金との間で調整が行われる場合、その調整による老齢厚生年金の支給停止額(月額)は、最高で受給権者の標準報酬月額の6%相当額である。
4. 高年齢再就職給付金を受給するためには、再就職した日の前日における基本手当の支給残日数が150日以上あること等の要件を満たすことが必要である。

公的年金制度の概要

テキストP.45～

DATE

**問題13** 国民年金(被保険者)

2015年5月試験

国民年金の被保険者に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 第1号被保険者は、日本国内に住所を有する20歳以上65歳未満の者で、第2号被保険者および第3号被保険者のいずれにも該当しない者である。
2. 第2号被保険者は、厚生年金保険の被保険者で、20歳以上70歳未満の者である。
3. 第3号被保険者は、第2号被保険者の被扶養配偶者で、20歳以上60歳未満の者である。
4. 日本国内に住所を有する20歳未満の者は、厚生労働大臣に申し出ることにより任意加入被保険者となることができる。

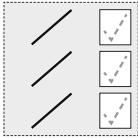
解 答 3

1. × 高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けるためには、原則として60歳到達時に雇用保険の一般被保険者であった期間が**5年以上**あることが必要である。
2. × 高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けるためには、一定の一般被保険者に対して支給対象月に支払われた賃金の額が、原則として60歳到達時の賃金月額**の75%未満**となっていることが必要である。
3. ○ なお、この調整は在職老齢年金制度と合わせて調整される。
4. × 高年齢再就職給付金を受給するためには、再就職した日の前日における基本手当の支給残日数が**100日以上**あること等の要件を満たすことが必要である。

解 答 3

1. × 第1号被保険者は、日本国内に住所を有する**20歳以上60歳未満**の者で、第2号被保険者および第3号被保険者のいずれにも該当しない者である。
2. × 第2号被保険者は、厚生年金保険の被保険者で、**65歳未満**の者である。
3. ○ 第3号被保険者は、**第2号被保険者の被扶養配偶者**で、**20歳以上60歳未満**の者である。
4. × 日本国内に住所を有する20歳未満の者は、任意加入被保険者の要件を満たさないため任意加入被保険者になることはできない。なお、国民年金の任意加入被保険者になることができるのは、**20歳以上65歳未満の者で日本国内に住所を有していない者**(日本国籍を有している者に限る)その他一定の要件を満たした者である。

DATE

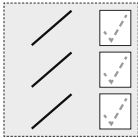
**問題 14** 国民年金(保険料)

2014年5月試験

国民年金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 第1号被保険者で一定の大学等の学生は、年齢および本人の所得にかかわらず、学生納付特例の適用を受けることができる。
2. 学生を除く50歳未満の第1号被保険者は、本人および配偶者の前年の所得がそれぞれ一定金額以下の場合、同居の世帯主の所得にかかわらず、保険料納付猶予制度の対象となる。
3. 第1号被保険者が納付すべき保険料について、その者の配偶者やその者が属する世帯の世帯主は、当該保険料を被保険者本人と連帯して納付する義務を負う。
4. 保険料免除期間に係る保険料のうち、追納することができる保険料は、追納に係る厚生労働大臣の承認を受けた日の属する月前10年以内の期間のものとされている。

DATE

**問題 15** 厚生年金保険

2015年1月試験

厚生年金保険に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 産前産後休業期間中の被保険者に係る厚生年金保険の保険料は、事業主の申出により被保険者負担分の納付が免除されるが、事業主負担分については免除されない。
2. 厚生年金保険法に定める業種であって、常時5人以上の従業員を使用している個人事業所は、厚生年金保険の強制適用事業所となる。
3. 老齢厚生年金の繰上げ支給を請求するときは、その請求と同時に老齢基礎年金の繰上げ支給の請求もしなければならない。
4. 老齢厚生年金の繰下げ支給の増額率は、繰り下げた月数に0.7%を乗じて得た率(最大84%)となる。

解 答 1

1. × 第1号被保険者で一定の大学等の学生は、同居の世帯主の所得にかかわらず、**本人**の所得が一定金額以下であれば、学生納付特例の適用を受けることができる。
2. ○ 学生を除く50歳未満の第1号被保険者は、**本人および配偶者**の前年の所得がそれぞれ一定金額以下の場合、同居の世帯主の所得にかかわらず、保険料納付猶予制度の対象となる。なお、学生納付特例および保険料納付猶予制度に係る保険料の**追納がない**場合、老齢基礎年金の**受給資格期間には算入されるが、老齢基礎年金の年金額には反映されない**。
3. ○ なお、学生納付特例および保険料納付猶予制度以外の保険料免除期間において保険料の追納がない場合、老齢基礎年金の年金額の計算上、所定の期間が反映される。
4. ○ 保険料免除期間に係る保険料のうち、追納することができる保険料は、追納に係る厚生労働大臣の承認を受けた日の属する月前**10年以内**の期間のものとされている。

解 答 1

1. × 産前産後休業期間中や育児休業期間中の被保険者に係る厚生年金保険の保険料は、事業主の申出により**被保険者負担分**および**事業主負担分**が免除される。
2. ○ なお、**法人の事業所**は、使用している**従業員の数を問わず**、厚生年金保険の強制適用事業所となる。
3. ○ 老齢厚生年金の**繰上げ支給**を請求するときは、その請求と**同時に**老齢基礎年金の**繰上げ支給**の請求もしなければならない。なお、老齢厚生年金および老齢基礎年金の繰上げ支給を請求した場合、老齢厚生年金および老齢基礎年金ともに繰上げ月数1月当たり**0.4%**(2022年4月1日前に60歳に到達していた人は0.5%)の割合で減額される。
4. ○ 老齢厚生年金の**繰下げ支給**の増額率は、繰り下げた月数に**0.7%**を乗じて得た率(**最大84%**)となる。老齢厚生年金の**繰下げ支給**の申出を行う場合、老齢基礎年金の**繰下げ支給**の申出と同様、その申出は66歳到達日以降に**それぞれ別々**に行うことができる。